

居宅介護支援事業

- (1) 利用者の意志や人権を尊重し、利用者の立場に立った居宅介護支援サービスを提供します。
- (2) 利用者の入院・退院時の情報提供や連絡調整をスムーズに行えるよう、医療機関との連携を強化します。
- (3) サービス提供事業所やかかりつけ医との連携を図り、利用者のニーズを把握して、状態に即した介護支援計画を作成します。
- (4) 定期的(月1回程度)にケース検討会を開き、ニーズに沿った介護支援計画の作成に努めます。
- (5) 外部研修に参加するとともに、事業所内においても研修を実施し、介護支援専門員としての資質向上を図ります。
- (6) 事業所の体制を整えるとともに、その人らしい介護支援が受けられるよう、社協らしい丁寧な相談対応をしていきます。

※平成31年1月31日をもって、事業所を休止いたします。